

博物館等の国際交流の促進事業 委託実施要項

制定 令和3年1月21日

改正 令和3年9月 7日

改正 令和4年3月16日

文化庁次長決定

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の国際的な広がりにより、博物館における国際交流も甚大な影響を受け、学芸員の交流や国際交流展の開催に大きな支障が生じている。ウィズコロナ・ポストコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築するため、海外の博物館等と連携し、学芸員等の共同調査・研究等により創出された文化財等の新たな価値を、デジタル技術やレプリカ等を活用した先駆的な鑑賞モデルの構築や収益力の確保に活かしながらボーダレスに発信することで、海外における博物館と日本文化のプレゼンスを高めることとしている。

本事業を実施するため、本要項を制定する。

2 委託業務の内容

受託者は、本委託業務に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 本事業の実施に係る業務
- (2) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

3 業務の委託先

委託先は、上記2の委託業務を円滑に行うことができる法人又は団体（以下「団体等」という。）で、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を満たす団体等
 - ・定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
 - ・団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ・自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - ・団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（賃金、諸謝金、国内旅費、外国旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雜役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた法人等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額に充当した委託費の額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項（文化庁の了解を得た事項は除く。）については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。